



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

パート主婦には痛い社会保険の改正

2022年10月より**従業員が100人以上**の会社から社会保険の適用範囲が拡大されます。従来の従業員要件に加え、以下の4つの要件をすべて満たす従業員（短時間労働者）は、被保険者になります。

1. 従来からの従業員要件

- ・ 正規従業員 / フルタイム従業員
- ・ 週の所定労働時間数および月の所定労働日数が、正規従業員の4分の3以上であるパート・アルバイト等

2. 新たに広がった従業員要件

正規従業員の所定労働時間および所定労働日数が4分の3未満であっても、以下の4つの要件をすべて満たす従業員（短時間労働者）は、被保険者になります。

- 週の所定労働時間が20時間以上あること
- 雇用期間が2か月超見込まれること
- 賃金月額が8.8万円以上（年収106万円以上）であること
- 学生でないこと

2016年10月～	2022年10月～	2024年10月～
従業員数500人超（501人以上）規模	従業員数100人超（101人以上）規模	従業員数50人超（51人以上）規模

例えば

【パート収入が年間110万円で300人規模のスーパーで働くA子さん41歳の場合】

今までご主人の社会保険の扶養として働いていました。健康保険はご主人の支払う社会保険のものが利用でき、基礎年金部分は、国民年金の「第3号被保険者」になります。

保険料を自分で納める必要はなく、配偶者が加入している厚生年金や共済組合が一括負担するため、老齢基礎年金を受給できます。

2022年の社会保険の改正により、Aさんは自分の働くスーパーの社会保険にご自身で加入することになります。健康保険料と厚生年金保険料の自己負担額は、年間16万円程にもなってしまいます。

年間110万円のパート収入から16万円もの保険料を支払うと年間収入は94万円と**大きく減少してしまいます**。

3. 妻のパート収入と社会保険・所得税・住民税

奥さんの年間給与収入合計	奥さんの所得税・住民税の扱い	奥さんの社会保険等（健康保険・厚生年金）の扱い
98万円以下 （全市町村）	奥さんは夫の 扶養になれ、全く税金もかからない 奥さんの税負担 0円	夫が社会保険なら、奥さんは夫の社会保険の扶養になれる。 健康保険・介護保険・年金保険料もかからない。 夫が国民健康保険の場合は、奥さんの所得に応じて国民健康保険料・介護保険料が上がる。
100万円以下 （名古屋市）	上記基準が名古屋市の場合、100万円以下なら均等割 5300円もかからない	
98万円超 103万円以下	奥さんは夫の 扶養になれる	
103万円超130万円未満	奥さんは夫の 扶養になれない 奥さんは所得税が年間0円から1万数千円かかる 奥さんの住民税が年間0円から3万数千円かかる 夫は、奥さんの収入金額に応じ 配偶者特別控除 がある	